

自殺総合対策大綱策定までの検討経緯

平成18年11月7日(火)	第1回自殺総合対策会議 ・自殺総合対策大綱の案の作成方針について
平成18年11月28日(火)	第1回自殺総合対策の在り方検討会 ・自殺の現状等について ・意見交換
平成18年12月22日(金)	第2回自殺総合対策の在り方検討会 ・自殺対策に関する現状の問題点・課題等について
平成19年1月19日(金)	第3回自殺総合対策の在り方検討会 ・中高年の自殺対策について
平成19年2月5日(月)	第4回自殺総合対策の在り方検討会 ・高齢者の自殺対策について ・子ども・青少年の自殺対策について
平成19年2月23日(金)	第5回自殺総合対策の在り方検討会 ・民間団体の活動に対する支援について ・調査研究の推進について ・自殺総合対策の在り方検討会の取りまとめ方針について
平成19年3月9日(金)	第6回自殺総合対策の在り方検討会 ・自殺総合対策の在り方検討会の取りまとめ方針について
平成19年3月23日(金)	第7回自殺総合対策の在り方検討会 ・自殺総合対策の在り方検討会の取りまとめ方針について
平成19年4月9日(月)	第8回自殺総合対策の在り方検討会 ・自殺総合対策の在り方検討会の取りまとめについて
平成19年4月27日(金)	第2回自殺総合対策会議 ・自殺総合対策大綱(素案)について
平成19年4月27日(金)	「自殺総合対策大綱(素案)」に対する意見募集
平成19年5月10日(木)	
平成19年6月8日(金)	第3回自殺総合対策会議 ・自殺総合対策大綱(案)について

第4節 自殺総合対策大綱の構成と概要

1 はじめに

自殺対策基本法が制定され、国を挙げて総合的な自殺対策を推進することとなった我が国の自殺をめぐる現状を整理するとともに、自殺対策の基本認識として、
 <自殺は追い込まれた末の死>

<自殺は防ぐことができる>
 <自殺を考えている人は悩みを抱え込みながらもサインを発している>
 という自殺に対する三つの基本的な認識を示している。

2 自殺対策の基本的考え方

自殺対策基本法第2条の四つの基本理念及び自殺総合対策の在り方検討会の報告書を踏まえ、

- ① 社会的要因も踏まえ総合的に取り組む
- ② 国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む
- ③ 自殺の事前予防、危機対応に加え未遂者や遺族等への事後対応に取り組む

- ④ 自殺を考えている人を関係者が連携して包括的に支える
- ⑤ 自殺の実態解明を進め、その成果に基づき施策を展開する
- ⑥ 中長期的視点に立って、継続的に進める

という自殺対策を進める上での六つの基本的考え方を示している。

3 世代別の自殺の特徴と自殺対策の方向

自殺は、世代ごとに特徴があり、そのような特徴を踏まえた自殺対策を推進する必要があることから、自殺総合対策の在り方検討会の報告書を踏まえ、青少年（30歳未満）、中

高年（30歳～64歳）、高齢者（65歳以上）の3世代に分けて、各世代の自殺の特徴と取り組むべき自殺対策の方向を示している。

4 自殺を予防するための当面の重点施策

「自殺対策の基本的考え方」及び「世代別の自殺の特徴と自殺対策の方向」を踏まえ、当面、特に集中的に取り組むべきものとして、自殺対策基本法の九つの基本的施策に沿って、以下の9項目について46の施策を設定している。

- ① 自殺の実態を明らかにする
- ② 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- ③ 早期対応の中心的役割を果たす人材を

養成する

- ④ 心の健康づくりを進める
- ⑤ 適切な精神科医療を受けられるようにする
- ⑥ 社会的な取組で自殺を防ぐ
- ⑦ 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ
- ⑧ 遺された人の苦痛を和らげる
- ⑨ 民間団体との連携を強化する

5 自殺対策の数値目標

自殺対策の数値目標を自殺死亡率の減少割合で設定している。

6 推進体制等

国及び地域における自殺対策の推進体制、自殺総合対策大綱に基づく施策の評価及び管

理並びに自殺総合対策大綱の見直し期間を示している。

<自殺総合対策大綱の概要>

<p>現状と基本認識</p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○8年連続で、自殺者数が3万人超え 欧米の先進諸国と比較しても高い水準 ○世代別の自殺の現状 <ul style="list-style-type: none"> ・将来ある子どもの自殺や20歳代、30歳代のインターネット自殺が問題化 ・心理的、社会的負担の大きい中高年男性が自殺者急増の主要因 ・高齢者は、健康問題に加え、介護、看病疲れも課題 	<p>(基本認識)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇自殺は追い込まれた末の死 <ul style="list-style-type: none"> ・多くの自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、社会的要因を含む様々な要因が複雑に関係して、心理的に追い込まれた末の死 ・自殺者の多くは、自殺の直前にうつ病等の精神疾患に罹患 ◇自殺は防ぐことができる <ul style="list-style-type: none"> ・制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組とうつ病等の精神疾患に対する適切な治療により予防が可能 ◇自殺を考えている人はサインを発している <ul style="list-style-type: none"> ・家族や同僚の気づきを自殺予防につなげていくことが課題
<p>基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会的要因も踏まえ総合的に取り組む <ul style="list-style-type: none"> ・働き方の見直しや再チャレンジが可能な社会の構築、失業、多重債務等の相談支援体制の整備 ・うつ病の早期発見、早期治療 ・命の大切さの理解を深めるとともに、自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組 ・マスメディアの自主的な取組への期待 ○国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む ○自殺の事前予防、危機対応に加え、未遂者や遺族等への事後対応に取り組む ○関係者が連携して包括的に支える ○実態解明を進める 当面、これまでの知見に基づき施策を展開 ○中長期的視点に立って、継続的に進める 	<p>当面の重点施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自殺の実態を明らかにする ○国民一人ひとりの気づきと見守りを促す ○早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する ○心の健康づくりを進める ○適切な精神科医療を受けられるようにする ○社会的な取組で自殺を防ぐ ○自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ ○遺された人の苦痛を和らげる ○民間団体との連携を強化する <p>自殺対策の数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成28年までに、自殺率を20%以上減少 ○なお、一人でも多くの自殺を考えている人を救うため、早期の目標達成に努力 ○目標達成の場合、見直し期間にかかわらず数値目標を見直す <p>推進体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国、地方それぞれに関係行政機関、民間団体等相互の緊密な連携・協力 ○評価見直しへの民間有識者の関与 ○5年後を目途に見直し

第5節 自殺対策の数値目標

自殺対策の数値目標については、自殺総合対策の在り方検討会の報告書において、施策と効果についての「統計数理的な根拠を明示することは難しいものの、施策の進捗状況を管理する観点から、何らかの目標の設定が望まれる。」「当面の目標設定については、今後の高齢化の進展を踏まえつつ、到達可能な目標を設定すべきと考えられる。」とされたことを踏まえ、平成28年までの10年間で、基準年である平成17年の自殺死亡率を20%以上減少させることとしている。

数値目標の具体的水準については、平成12年3月に厚生省で策定された健康日本21で「自殺者数を2010（平成22）年に2万2千人以下にする」という数値目標が設定されていること、その後、17年12月に自殺対策関係省庁連絡会議で取りまとめられた自殺予防に

向けての政府の総合的な対策についての中で「今後、10年間で自殺者数を急増以前の水準に戻す」とされていることから、これらを踏まえ設定したものである。

特に、自殺総合対策大綱の素案に対するパブリックコメントにおいて、目標設定が低いのではないかという意見があったことを踏まえ、本文中に「できるだけ早期に目標達成できるよう努めるものとし、目標が達成された場合は、大綱の見直し期間に関わらず、数値目標を見直すものとする。」の文言を追加し、自殺死亡率を20%以上減少という目標に安住することなく、一人でも多くの自殺を考えている人を救うことにより、早期の目標達成に努めるとともに、目標が達成できた場合は、さらに高い目標設定を行っていくという政府の姿勢を示している。